

継続

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成36年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成36年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁少発第169号
平成31年3月20日
警察庁生活安全局少年課長

少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について

少年の非行防止における警察と学校との連携については、かねてから各都道府県警察において積極的に取り組んでいただいているところであるが、最近における少年非行の情勢をみると、校内暴力やいじめのほか、薬物乱用、暴力非行、性非行等の分野においても、生徒非行の深刻化が顕著となっており、両者の連携を一層強化する必要性が痛感される。

また、児童・生徒を対象とした犯罪等の被害の問題についても、凶悪・粗暴事件や強制わいせつ等の被害が増加傾向にあるなど深刻さを増してきており、少年の保護の観点からも、警察と学校の連携を強化する必要がある。

当庁は、このような趣旨から、文部省との協議を行い、少年の非行を防止し、少年を犯罪等の被害から守ることにより少年の健全な育成を図る観点から、昭和38年10月10日付け警察庁丙防発第34号「少年非行における警察と学校との連携強化について」の趣旨を徹底し、警察と学校及び教育委員会(以下「学校等」という。)が連携を強化しつつ、常に緊密な協議連絡を行い、これに基づき、少年の規範意識の啓発並びに少年の補導及び保護のより一層の推進を図ることが喫緊の課題であるとの点で意見の一致をみたところである。

各都道府県警察にあつては、次の点に留意の上、少年の健全育成に向けた学校及び教育委員会との連携の一層の強化を図るよう特段の配慮をされたい。

なお、本件については、文部省初等中等教育局中学校課長からも各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事宛に別添のとおり通知されているので申し添える。

記

- 1 警察と学校等との連携強化を図るため、各都道府県においても、警察本部と教育委員会(私立学校にあつては知事部局)とが密接に協力することが必要なことから、両者が緊密な情報交換を行う体制を整備し、警察と学校等それぞれの自発的発意に基づいて適切な措置が促進されるよう配慮すること。
- 2 警察と学校等との連携を強化するには、警察署ごとに、又は市町村その他の区域

ごとに設立されている学校警察連絡協議会や補導連絡会等の組織（以下「学警連等」という。）を通じ、警察と学校等が非行防止に関する情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的措置についての協議を行い、これを計画的に実施していくことが望ましいと考えられるので、各都道府県の実情に即し、学警連等の充実と活性化に配慮すること。

また、その際、児童・生徒を犯罪被害等から守るため、警察と学校等とが緊密な連携をとることに配慮すること。

なお、警察と学校等とが協議すべき具体的措置としては、例えば、次のような措置が考えられるので、参考とされたい。

- ・ 薬物乱用防止教室の開催その他児童・生徒の規範意識の啓発に係る措置
- ・ 警察と教育関係団体等が協同して行う街頭活動
- ・ 警察の行う不良行為少年等の継続補導と学校の行う生徒指導との連携
- ・ 児童・生徒の保護や安全確保を図るための措置

3 学校等との連携を促進するに当たっては、所属長をはじめ幹部が率先してこれに当たるよう配慮すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成9年12月4日

（有効期間：平成31年3月31日）

別 添

児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携の強化について

(平9.12.4 9 初中第78号 文部省初等中等教育局中学校課長 河村潤子から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事あて)

標記のことについては、これまでも各学校及び教育委員会（私立学校においては知事部局）（以下「学校等」という。）において積極的に取り組んでいただいているところですが、最近における青少年非行の情勢をみると、暴力非行や覚せい剤乱用が大幅に増加し、特に強盗や覚せい剤乱用により補導された高校生の割合が急増しているほか、非行の低年齢化、女子生徒による非行の増加など、深刻な状況にあります。また、いじめや校内暴力についても依然として憂慮すべき状況にあるほか、児童生徒が凶悪・粗暴事件や強制わいせつ等の被害者となる件数も増加傾向にあります。

こうした状況に対応していくためには、学校など関係機関、家庭、地域がそれぞれの立場でその役割を果たしていくとともに、これらが連携して一体となった取組を進めていくことが必要です。

このため、文部省では、本年7月から、有識者等による「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」において、学校と関係機関等との連携の在り方等についての審議を願っているところです。

また、昭和38年10月10日付け文初中第385号「青少年非行防止に関する学校と警察との連絡の強化について」を踏まえ、今回改めて警察庁と協議を行い、当面の方策として、児童生徒の非行を防止し、児童生徒を犯罪等の被害から守ることにより、その健全な育成を図る観点から、前記通知の趣旨を徹底し、学校等と警察との連携を一層推進することが必要であるとの点で意見の一致をみました。

については、貴機関におかれては、下記の事項に留意し、児童生徒の健全育成に向けた警察との連携の一層の強化に努めるとともに、貴管下の学校その他の関係機関に対してこのことを周知していただくようお願いします。

なお、本件については、警察庁生活安全局少年課長からも管下の各機関に対し、別添のとおり通知されていますので申し添えます。

記

1 学校等と警察との連携強化を図るため、各都道府県においても、教育委員会（私立学

校においては知事部局)と警察本部とが密接に協力することが必要なことから、両者が緊密な情報交換を行う体制を整備し、学校等と警察それぞれの自発的な発意に基づいて適切な措置が促進されるよう配慮すること。

- 2 学校と警察との連携を強化するには、警察署ごとに、又は市町村その他の区域ごとに設立されている学校警察連絡協議会や補導連絡会等の組織（以下「学警連等」という。）を通じ、学校等と警察が非行防止に関する情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的措置についての協議を行い、これを計画的に実施していくことが望ましいと考えられること。このため、各都道府県の実情に即し、学警連等の充実と活性化に配慮すること。

また、その際、児童生徒を犯罪被害等から守るため、学校等と警察とが緊密な連携をとることに配慮すること。

- 3 学校等と警察とが協議すべき具体的措置としては、例えば、次のような措置が考えられる。

- ・ 薬物乱用防止教室の開催その他児童生徒の規範意識の啓発に係る措置
- ・ 警察が行う不良行為少年等の継続補導と学校が行う生徒指導との連携
- ・ 警察と教育関係団体等が協同して行う街頭活動
- ・ 児童生徒の安全確保や被害を受けた児童生徒の保護を図るための措置